

鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

うれしい職場ささえる制度

男性も女性もともに働きやすく、能力が発揮できる
「うれしい職場づくり」を進める企業を応援します

認定証を交付

県がホームページや冊子等で取り組みを
広く紹介し、企業の積極的姿勢を

地域にアピール

次のような「うれしい職場づくり」を
進める企業を応援します

- ①職場をあげて育児や
介護を応援する企業
- ②ハラスメントのない
働きやすい環境を造る企業
- ③男女を問わず能力本位で
仕事ができる企業



鳥取県が目指している
「男女共同参画」社会の姿

男性も女性も、お年寄りも若者も、家庭・地域・職場の
あらゆるところで

- ・ひとりひとりの人権が大切にされ、
- ・様々な選択肢の中から一番良い方法が選べ、
- ・「人」として能力が十分に発揮でき、
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み、
- ・足りない部分はお互いに補い合い助け合って、
心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

【お問合せ先】

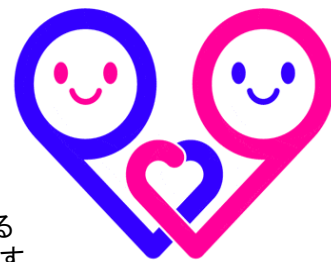
鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話0857(26)7792 ファクシミリ0857(26)8196

Eメール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を『鳥取県男女共同参画推進企業』として知事が認定する制度です。



鳥取県男女共同参画推進企業

◆男女共同参画の取組を進めていただくと…

①優秀な人材が確保でき、定着します

子育て世代の多くは、仕事も生活も大切にしたいと考えています。仕事と生活のバランスがとれるようなライフスタイルが実現できる職場環境にすることは、優秀な人材の確保・定着につながります。

②労働意欲や生産性の向上につながります

育児・介護時間を確保するためにメリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児・介護参加などで仕事から離れる時間を持つことにより、新たな視点を商品開発に活かすなど、社員の意欲と能力を引き出すことができます。

③効率化のきっかけとなります

育児・介護休業や短時間勤務により、限られた時間で効率的に働くよう仕事の進め方などを見直すきっかけになります。

◆どういった企業であれば認定を受けられるの？

県内で就業規則を定めて事業活動を行い、次のような取り組みを進めている企業、法人、団体です。審査項目として定める具体的な取組内容のうち、中小企業の場合は5割、大企業の場合は7割を満たすことが認定の目安となります(具体的な取組内容については、県のホームページ(表面記載))をご覧ください。

- ・仕事と家庭の両立支援の取組
- ・男女がともに働きやすい職場づくりの取組
- ・男女均等な能力活用の取組
- ・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の遵守



◆認定によるメリット(支援、優遇措置等)は？

- ①県のホームページや情報誌等で取組を紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピールします。
- ②就業規則の整備を支援するコンサルタント(社会保険労務士)の派遣を受けることができます(中小企業に限る)。
- ③ハローワークにおける求人票に認定企業であることを表示したり、広告、名刺等にロゴマークを使用することができます。
- ④県の建設工事及び測量等業務の指名業者選定における加点の付与、県の物品調達における入札機会の増加などの優遇措置が受けられます。
- ⑤認定証とロゴマークステッカーを交付します。

上記のほか、株式会社商工組合中央金庫による「鳥取県男女共同参画推進企業応援ローン」を利用することができます。ただし、同金庫による審査の結果、融資が受けられない場合があります。

貸付対象者	鳥取県男女共同参画推進企業に認定された県内の中小企業等
資金使途、貸付限度額等	運転資金: 5,000万円(貸付期間: 5年以内(据置2年以内)) 設備資金: 10,000万円(貸付期間: 10年以内(据置2年以内))
貸付利率	同金庫所定の貸出利率から0.2%を優遇(ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とする)。
担保・保証人	必要に応じて提供

※「鳥取県男女共同参画推進企業応援ローン」については株式会社商工組合中央金庫へお問い合わせください。

◆申請方法等

- ・申請書に審査票及び必要書類を添付し、県庁女性活躍推進課に郵送、持参等によりご提出ください。事前に女性活躍企業推進員が訪問の上、制度内容及び必要書類等について説明させていただきます。なお、申請書及び審査票の様式は、県のホームページ(表面記載)からダウンロードできます。
- ・申請書類の審査後、取組内容について訪問ヒアリングを行い、認定委員会に諮り認定します。
- ・認定の有効期間はありますが、3年ごとに推進状況報告書をご提出いただきます。